



発行 東京都

目次

36

規則

○職員給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則……………(総務局人事部制度企画課)……………一

○東京デジタルファースト条例施行規則の一部を改正する規則……………(デジタルサービス局戦略部戦略課)……………二

訓令

○東京都デジタルサービス開発・運用規程……………(デジタルサービス局戦略部戦略課)……………三

告示

○街並み景観協議会の変更(三件)……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………七

規程(水)

○東京都水道局指定金融機関事務取扱規程の一部を改正する規程……………八

規則

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第九十号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則(昭和四十七年東京都規則第百六十一号)の一部を

次のように改正する。

別表イの表福祉保健局の項中「福祉保健局」を「福祉局」に、

高齢社会対策部施設支援課

精神科病棟において、昼夜を通し、患者の看護の業務に従事することを本務とする看護師

四

1 病棟(精神科病棟を除く。)において、昼夜を通し、患者の看護の業務に従事することを本務とする看護師
2 病棟における患者の看護等のため、深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下同じ。)にわたる勤務を常例とする看護長
3 手術室において、患者の手術の業務に従事することを本務とし、深夜にわたる勤務を常例とする看護師

二

救急医療業務に従事するため深夜にわたる勤務を常例とする看護師

一

少子社会対策部育成支援課

児童養護施設の生活棟において、昼夜を通し、児童の養護及び自立支援の業務に従事することを本務とする福祉

二

子供・子育て支援部育成支援課

児童養護施設の生活棟において、昼夜を通し、児童の養護及び自立支援の業務に従事することを本務とする福祉

二

高齢者施策推進部施設支援課

精神科病棟において、昼夜を通し、患者の看護の業務に従事することを本務とする看護師

四

に改め、

を

同表福祉保健局の部都立病院支援部法人調整課の項、監察医務院の項、食肉衛生検査所の項及び動物愛護相談センターの項を削り、同表福祉保健局の項の次に次のように加える。

<p>たる勤務を常例とする看護師 救急医療業務に従事するため深夜にわたる勤務を常例とする看護師</p>	<p>一</p>
<p>保健医療局 都立病院支援部法人調整課</p>	<p>1 精神科病棟、精神医療の専門病棟の病棟又は脳・神経難病医療の専門病棟の病棟において、昼夜を通し、患者の看護又は保育の業務に従事することを本務とする看護師及び福祉（総務局長が指定する者に限る。） 2 精神医療の専門病棟又は脳・神経難病医療の専門病棟において、患者の看護等のため、深夜にわたる勤務を常例とする看護師（総務局長が指定する者に限る。） 3 神経科病棟において、昼夜を通し、患者の看護及び精神科救急医療業務に従事することを本務とする看護師（総務局長が指定する者に限る。） 4 病棟において、昼夜を通し、患者の看護の業務に従事することを本務とする保健師、助産師及び看護師（区分四の適用を受ける者を除く。） 5 患者の看護等のため、深夜にわたる勤務を常例とする看護師（区分四の適用を受ける者を除く。） 6 手術室において、患者の手術の業務に従事することを本務とし、深夜にわたる勤務を常例とする看護師（総務局長が指定する者に限る。） 7 救急室において、救急医療業務に従事することを本務とし、深夜にわたる勤務を常例とする看護師（総務局長が指定する者に限る。）</p>

<p>監察医務院</p>	<p>1 手術室において、患者の手術の業務に従事することを本務とし、深夜にわたる勤務を常例とする看護師（総務局長が指定する者に限る。） 2 救急医療業務に従事するため深夜にわたる勤務を常例とする保健師、助産師及び看護師（総務局長が指定する者に限る。）</p>
<p>食肉衛生検査所</p>	<p>一般技能（死体解剖補助業務従事者に限る。）</p>
<p>動物愛護相談センター</p>	<p>一般技能（生体検査所及び処理室における食肉検査補助業務従事者に限る。） 狂犬病予防技術員及び自動車運転（狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第六条第二項の業務従事者に限る。）</p>

別表口の表中「福祉保健局総務部 福祉保健局健康安全研究センター」を「保健医療局総務部 保健医療局健康安全研究センター」に改める。

附則

この規則は、令和五年七月一日から施行する。

東京デジタルファースト条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第九十一号

東京デジタルファースト条例施行規則の一部を改正する規則

東京デジタルファースト条例施行規則（令和二年東京都規則第四百十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（都の機関の統括体制）

第二条の二 条例第五条第一項に規定する情報システムの整備等の実施に際し、全庁的な情報システムの整備等の企画及び推進を統括する者であつて、中核的役割を担うものとして最高情報責任者を置く。

2 前項に規定する最高情報責任者は、庁内の連携及び情報の共有を図るため、都の機関を対象とする連絡会を主宰することができる。

3 全庁的な情報システムの整備等の企画及び推進を統括する職員であつて、第一項に規定する最高情報責任者を総合的に補佐するものとして統括補佐官をデジタルサービス局に置く。

4 前項に規定する統括補佐官は、第一項に規定する最高情報責任者に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 都の機関における情報システムの整備等の企画及び推進を行う職員であつて、第一項に規定する最高情報責任者を補佐するものとして補佐官を都の機関にそれぞれ置くことができる。

6 条例第五条第一項に規定する情報システムの整備等の実施に際し、デジタルサービス局長は、全庁的な情報システムの整備等の開発過程に関する技術的指導、監督その他必要な措置を講ずるものとする。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

訓令

●東京都訓令第三十五号

庁 中 一 般

支 業 所

事 業 所

取用委員会事務局

労働委員会事務局

東京都電子情報処理規程(平成三年東京都訓令第二百二十七号)の全部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

東京都デジタルサービス開発・運用規程

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 デジタルサービスの推進体制(第五条―第十条)

第三章 デジタルサービスの開発管理

第一節 デジタル関連施策の企画(第十一条)

第二節 プロジェクト監理(第十二条・第十三条)

第三節 情報処理システムの開発(第十四条)

第四節 情報処理システムの評価(第十五条・第十六条)

第四章 データ通信ネットワークの運用管理(第十七条―第二十一条)

第五章 電子計算機及び電子情報の管理

第一節 電子計算機の管理(第二十二条―第二十四条)

第二節 電子情報の管理(第二十五条)

第三節 サイバーセキュリティ対策(第二十六条)

第六章 委託処理(第二十七条―第三十条)

第七章 雑則(第三十一条・第三十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程は、デジタルサービスの推進体制及び開発管理、データ通信ネットワークの運用管理、電子計算機及び電子情報の管理等に関し基本的な事項を定めることにより、電子情報処理の適切かつ円滑な推進と効率的な運用を促進し、質の高いデジタルサービスの安定的な提供に資することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一局 東京都組織規程(昭和二十七年東京都規則第六十四号。以下「組織規程」という。)第八条第一項に規定する本庁の局、室並びに住宅政策本部、中央卸売市場、収用委員会事務局及び労働委員会事務局をいう。
- 二 所 組織規程別表三に掲げる本庁行政機関(前号に規定する局を除く。)及び組織規程別表四に掲げる地方行政機関(係に相当する地方行政機関を除く。)をいう。
- 三部 局の部及びこれに相当する室等をいう。
- 四 課 局及び所の課並びにこれに相当する室等並びにこれらに相当する所をいう。
- 五 デジタルサービス 電子情報処理を活用して提供するサービスをいう。
- 六 デジタル関連施策 デジタルサービスの開発(改良を含む。)、運用その他デジタル技術を活用して実施する事業をいう。
- 七 プロジェクト デジタル関連施策について開発や調達の単位ごとに区切ったものをいう。
- 八 電子情報処理 情報処理システム及び情報通信技術を用いて、電子情報に関する処理をすることをいう。
- 九 情報処理システム 電子情報を電子計算機、端末装置、通信回線等により、一体的に処理する体系をいう。
- 十 システム評価 情報処理システムを総合的に点検し、評価することをいう。
- 十一 データ通信ネットワーク 第一本庁舎、第二本庁舎及びその他事業所相互間を接続するネットワークをいう。
- 十二 電子計算機 演算装置、制御装置、記憶装置及び入出力装置からなる電子情報処理装置をいう。
- 十三 中央コンピュータ室 情報処理システムの稼働に必要な専用の電源設備、監視設備、空調設備、免震床設備等を有する区画をいう。
- 十四 共通基盤サービス 中央管理部門が管理するデジタルサービスのうち、複数の局が共通基盤として統一的に利用するものをいう。
- 十五 最高情報責任者 東京デジタルファースト条例施行規則(令和二年東京都規則第四百十六号。以下「規則」という。)第二条の二第一項で定める最高情報責任者をいう。

- (電子情報処理の原則)
- 第三条 電子情報処理については、個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)の定めるところにより、個人情報の保護に万全の措置を講ずるとともに、公正かつ効率的な行政運営が確保されるようにしなければならない。
- (行政手続等における電子情報処理)
- 第四条 知事又はこれに置かれる機関の所管する手続等に関し、規則の施行については、特別の定めがあるものを除くほか、次に定めるところによる。
- 一 規則第四条第一項又は第八条第一項に規定する都の機関等の定めるところとは、局の長(以下「局長」という。)が定める様式、手順、方法をいう。
- 二 規則第四条第二項ただし書に規定する都の機関等の定める方法は、次のいずれかを行うことをいう。
 - (一) 申請等をする者の識別番号及び暗証番号を入力すること。
 - (二) 都の機関等が記録している申請等をする者しか知り得ない事項その他の当該申請等をする者を特定するために必要な事項を入力すること。
 - (三) 都の機関等が申請等をする場合において、情報処理システムであって、行政手続等を電子情報処理するためのシステムを使用して行うこと。
- 三 規則第八条第二項に規定する都の機関等の定める方法は、都の機関等が行った処分通知等の真正性を確認できる措置であって、中央管理部門の長(以下「デジタルサービス局長」という。)が別に定める方法によること又は都の機関等に対して処分通知等を行う場合において、情報処理システムであって、行政手続等を電子情報処理するためのシステムを使用して行うことをいう。
- 四 規則第十二条第二項に規定する都の機関等の定める方法は、作成等を行う場合において、情報処理システムであって、行政手続等を電子情報処理するためのシステムを使用して行うことをいう。
- 五 前各号に定めるもののほか、規則において都の機関等が定めることとしているものは、局長が別に定めるものとする。
- 第二章 デジタルサービスの推進体制
- (デジタルサービス推進の体制)

第五条 デジタルサービスの推進は、中央管理部門及び局が行う。

2 中央管理部門は、デジタルサービス局とする。

3 中央管理部門及び局は、相互に連絡を保ち、デジタルサービスの的確な開発及び運用を行うものとする。

(中央管理部門の処理事項)

第六条 中央管理部門の処理事項は、次のとおりとする。

一 デジタル関連施策に係る指針の策定に関すること。

二 デジタル関連予算の調整及びプロジェクト監理に関すること。

三 デジタルサービスの開発(リリース判定を含む。)及び維持に係る協議に関すること。

四 電子情報処理に係る総合調整に関すること。

五 情報処理システムに係る調査、企画及び基本的計画の立案に関すること。

六 中央コンピュータ室の運用及び管理に関すること。

七 データ通信ネットワークの運用及び管理に関すること。

八 共通基盤サービスの開発、調達、運用及び管理に関すること。

(局の処理事項)

第七条 局の処理事項は、次のとおりとする。

一 局のデジタル関連施策に係る計画の立案に関すること。

二 デジタルサービスの開発及び維持管理に関すること。

(中央管理部門及び局の共管事項)

第八条 中央管理部門及び局は、次の事項を処理する。

一 中央管理部門と局とが実施するプロジェクトの一元的な監理に関すること。

二 デジタルサービスの推進に関すること。

三 電子情報処理に従事する者の育成に関すること。

(情報処理指導主任の設置)

第九条 課に情報処理指導主任を置く。ただし、局長が情報処理指導主任を置く必要がないと認める課については、この限りでない。

2 情報処理指導主任は、局長が任免する。

(情報処理指導主任の職務)

第十条 情報処理指導主任は、その所属する課における次の事項を取り扱う。

一 電子情報処理に関する指導及び教育に関すること。

二 電子情報処理の促進及び改善に関すること。

三 電子情報、ソフトウェア、ハードウェア及びネットワーク(以下「情報資産」という。)の適正な管理に関すること。

四 前三号に定めるもののほか、電子情報処理に関し必要なこと。

第三章 デジタルサービスの開発管理

第一節 デジタル関連施策の企画

(デジタル関連施策の企画)

第十一条 局長は、デジタル関連施策を企画しようとするときは、次の事項について検討しなければならない。

一 施策の目的とデジタルサービスが担う範囲

二 デジタルサービスの実現に向けた一又は複数のプロジェクトの推進体制の構築

三 プロジェクトの効果を測定する指標

第二節 プロジェクト監理

(プロジェクト監理の目的)

第十二条 プロジェクト監理は、前条各号に規定する検討項目を踏まえ、デジタルサービスの品質の確保及び向上を目的として行わなければならない。

(プロジェクト監理の実施)

第十三条 デジタルサービス局長及び局長は、デジタルサービスの開発(リリース判定を含む。)及び維持に係る協議を行わなければならない。

2 プロジェクト監理及び協議の方法については、デジタルサービス局長が、最高情報責任者に協議の上、別に定める。

第三節 情報処理システムの開発

(情報処理システムの開発)

第十四条 局長は、情報処理システムの開発(修正を含む。以下同じ。)をしようとするときは、次の事項について調査検討しなければならない。

- 一 経費の節減効果
- 二 事務処理の効率化及び簡素化
- 三 都民サービスの向上
- 四 既存の情報資産の活用
- 五 情報の保護等の安全策
- 六 システム化の対象範囲
- 七 システム化の実現方法

第四節 情報処理システムの評価

(システム評価の目的)

第十五条 システム評価は、前条各号に規定する調査検討項目を踏まえ、情報処理システムの有効性、効率性、信頼性、安全性等の確保及び向上を目的として行わなければならない。

(システム評価の実施)

第十六条 デジタルサービス局長及び局長は、情報処理システムについて、開発計画の立案、開発過程及び運用の各段階でシステムの評価を行わなければならない。

2 システム評価の実施方法については、デジタルサービス局長が、最高情報責任者に協議の上、別に定める。

第四章 データ通信ネットワークの運用管理

(ネットワーク管理の基本)

第十七条 デジタルサービス局長及び局長は、データ通信ネットワークの安全性及び信頼性の向上を図り、データ通信ネットワークの効率的かつ円滑な運用が確保されるように努めなければならない。

2 デジタルサービス局長及び局長は、データ通信ネットワークを利用して処理される機密を要する電子情報の保護に万全の措置を講じなければならない。

(ネットワークの利用)

第十八条 局長は、電子情報処理をオンラインで行う場合は、原則としてデータ通信ネットワークを利用しなければならない。

第十九条 局長は、新たにデータ通信ネットワークを利用し、データ通信ネットワーク

の利用方法を変更し、又はデータ通信ネットワークの利用を廃止するときは、デジタルサービス局長に協議しなければならない。

(ネットワークの接続管理)

第二十条 デジタルサービス局長は、情報処理システムをデータ通信ネットワークに安全かつ確実に接続させるため、データ通信ネットワークの接続管理を行わなければならない。

(ネットワーク設備の管理)

第二十一条 デジタルサービス局長及び局長は、データ通信ネットワークに係る設備の正常な稼働を確保するように努めなければならない。

第五章 電子計算機及び電子情報の管理

第一節 電子計算機の管理

(電子計算機の設置及び管理)

第二十二条 局長は、必要に応じて電子計算機を設置し、管理することができる。

(電子計算機の買入れ等の協議)

第二十三条 局長は、前条の規定により電子計算機を設置し、管理する場合において、電子計算機の買入れ又は借入れをしようとするときは、あらかじめデジタルサービス局長に協議しなければならない。ただし、デジタルサービス局長が別に定める場合は、この限りでない。

(電子計算機に係る契約の報告)

第二十四条 局長は、電子計算機の買入れ又は借入れの契約を締結したときは、速やかにデジタルサービス局長に報告しなければならない。ただし、デジタルサービス局長が別に定める場合は、この限りでない。

第二節 電子情報の管理

(データ相互利用の協議)

第二十五条 局長は、他の局長が管理するデータを利用しようとするときは、あらかじめ当該他の局長に協議するものとする。

2 前項の規定により協議を受けた局長は、当該利用の目的を検討の上、データの利用の適否及び取扱いについて、デジタルサービス局長及び協議を行った局長に通知する

ものとする。

第三節 サイバーセキュリティ対策

(セキュリティ対策の基本)

第二十六条 局長は、サイバーセキュリティ対策実施体制を整備し、サイバー攻撃等の脅威から情報資産を守り、高度な安全性の確保に努めなければならない。

2 前項の実施に当たっては、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準に基づくものとする。

第六章 委託処理

(委託処理)

第二十七条 局長は、委託により電子情報処理(以下「委託処理」という。)をすることができるとができる。

(委託処理の留意事項)

第二十八条 局長は、委託処理の契約に当たっては、次に定める事項を特約しなければならない。

- 一 秘密の保持に関すること。
- 二 目的外使用の禁止に関すること。
- 三 委託処理により生じたものの権利の帰属に関すること。
- 四 電子情報処理の基本となる記録媒体及び記録物の保存方法及び保存期間に関すること。
- 五 処理条件に関すること。

2 前項に定めるもののほか、委託処理に係る必要事項は、デジタルサービス局長が別に定める。

(委託処理の協議)

第二十九条 局長は、委託処理をしようとするとき又は委託処理の内容を変更しようとするときは、あらかじめデジタルサービス局長に協議しなければならない。ただし、デジタルサービス局長が別に定める場合は、この限りでない。

(委託契約の報告)

第三十条 局長は、委託処理の契約を締結したときは、速やかにデジタルサービス局長

に報告しなければならない。ただし、デジタルサービス局長が別に定める場合は、この限りでない。

第七章 雑則

(状況調査等)

第三十一条 デジタルサービス局長は、必要があると認めるときは、デジタルサービスの開発、運用等について調査し、又は局長に報告を求めることができる。

(委任)

第三十二条 この規程の施行に関し必要な事項は、デジタルサービス局長が別に定める。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

告示

●東京都告示第三百九十三号

東京のしやれた街並みづくり推進条例(平成十五年東京都条例第三十号)第二十九条第一項の規定により、街並み景観協議会の代表者を変更した旨の届出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

一 街並み景観重点地区の名称

常盤台一・二丁目地区

二 街並み景観協議会の名称及び代表者の氏名

特定非営利活動法人ときわ台しゃれ街協議会

野崎 淑子

●東京都告示第三百九十四号

東京のしやれた街並みづくり推進条例(平成十五年東京都条例第三十号)第二十九条第一項の規定により、街並み景観協議会の代表者を変更した旨の届出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 街並み景観重点地区の名称

赤坂九丁目地区

二 街並み景観協議会の名称及び代表者の氏名

東京ミッドタウンマネジメント株式会社

藤山 吾朗

●東京都告示第三百九十五号

東京のしやれた街並みづくり推進条例(平成十五年東京都条例第三十号)第二十九条第一項の規定により、街並み景観協議会の代表者及び主たる事務所の所在地を変更した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 街並み景観重点地区の名称

日本橋室町・日本橋本石町・日本橋本町周辺地区

二 街並み景観協議会の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

一般社団法人日本橋室町エリアマネジメント

七尾 克久

中央区日本橋室町二丁目一番一号

規 程 (水)

●東京都水道局管理規程第二十二号

東京都水道局指定金融機関事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

東京都水道局長 古 谷 ひろみ

東京都水道局指定金融機関事務取扱規程の一部を改正する規程

東京都水道局指定金融機関事務取扱規程(昭和三十六年東京都水道局管理規程第二

号)の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

別記第一号様式を次のように改める。
第1号様式(第14条関係)

預金振替通知書
(第1号)

銀行コード 預金振替書 振替日 年 月 日

支出種目	収入種目	金額
合 計		

0:当座 1:普通 2:通知 3:定期 4:譲渡性 5:外貨

(第2号)

銀行コード 預金振替通知書 振替日 年 月 日

支出種目	収入種目	金額
合 計		

0:当座 1:普通 2:通知 3:定期 4:譲渡性 5:外貨
上記の金額を振り替えてください。

注 この様式は、縦 8.4cm、横 17cm とする。

東京都水道局長

別記第四号様式を次のように改める。

第4号様式(第23条関係)

このシステムは機械で読み取りますので、折ったりのりしないようにしてください。

収 入 金 額 書 (OCR用)

1.本道内債出債額
2.収納区分
3.水道事業分

0 1

東京都水道局 銀行コード 収納区分 年 月 日 修正バーコード

修正バーコード
1...修正するときは、空欄...通常はなし。

項目	シート	枚数(枚数)	金額
A	1		
B	2		
C	3		
D	4		
口座振替済分	5		
指定納付英紙者分 徴収事務受託者分	6		
販売紙幣分	7		
合 計	8		

預 金 残 高 9

文字は、記入例にならって丁寧に書いてください。

配 入 例

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

金融機関名

注 この様式は、縦 22.7cm、横 17.6cm とする。

別記第四号様式の二を次のように改める。

第4号様式の2(第2条関係)

このシステムは機械で読み取りますので、折つたり汚したりしないでください。

(水道局計算センター提出用)

0 1

収 束 金 額 告 白 書 (OCR用)

○収納区分
1…水道事業分

東京都水道局 課

銀行コード	収納区分	報告年月日	修正マーク
<input type="text"/>	<input type="text"/>	年 月 日	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

○修正マーク
1…修正するとき、空欄…通常のため。

項目	シート	枚数(枚数)	金 額
納入名簿別巻	A	1	<input type="text"/>
	B	2	<input type="text"/>
	C	3	<input type="text"/>
	D	4	<input type="text"/>
口数振替簿分	5	<input type="text"/>	
指定納付受託者分	6	<input type="text"/>	
庶収事務受託者分	7	<input type="text"/>	
明 便 振 替 分	8	<input type="text"/>	
合 計	9	<input type="text"/>	

領 金 残 高	9	<input type="text"/>
---------	---	----------------------

文字は、記入例にならって丁寧に書いてください。

記 入 例

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	+	金額欄別名
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-------

注 この様式は、縦23.7cm、横17.8cmとする。

別記第四号様式の三を次のように改める。

第4号様式の3(第2条関係)

このシステムは機械で読み取りますので、折つたり汚したりしないでください。

(金融機関控)

0 1

収 束 金 額 告 白 書 (OCR用)

○収納区分
1…水道事業分

東京都水道局 課

銀行コード	収納区分	報告年月日	修正マーク
<input type="text"/>	<input type="text"/>	年 月 日	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

○修正マーク
1…修正するとき、空欄…通常のため。

項目	シート	枚数(枚数)	金 額
納入名簿別巻	A	1	<input type="text"/>
	B	2	<input type="text"/>
	C	3	<input type="text"/>
	D	4	<input type="text"/>
口数振替簿分	5	<input type="text"/>	
指定納付受託者分	6	<input type="text"/>	
庶収事務受託者分	7	<input type="text"/>	
明 便 振 替 分	8	<input type="text"/>	
合 計	9	<input type="text"/>	

領 金 残 高	9	<input type="text"/>
---------	---	----------------------

文字は、記入例にならって丁寧に書いてください。

記 入 例

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	+	金額欄別名
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-------

注 この様式は、縦23.7cm、横17.8cmとする。

別記第四号様式の四を次のように改める。

第4号様式の4(第2条関係)

記 受 金 帳 簿
(様由行)

〔木造原産出項①〕
〇取納区分
1…木造事業分

東京都水道局 帳

種行コード	取納区分	報告年月日	
<input type="text"/>	<input type="text"/>	年 月 日	
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

項 目	シート	枚数(件数)	金 額
納入金額知書	A	1	<input type="text"/>
	B	2	<input type="text"/>
	C	3	<input type="text"/>
	D	4	<input type="text"/>
口座振替済分	5	<input type="text"/>	<input type="text"/>
指定納付受託者分 徴収事務受託者分	6	<input type="text"/>	<input type="text"/>
郵便振替分	7	<input type="text"/>	<input type="text"/>
合 計	8	<input type="text"/>	<input type="text"/>

金額推測書

注 この様式は、横32.7cm、横17.8cmとする。

別記第四号様式の五を次のように改める。

第4号様式の5(第2条関係)

記 受 金 帳 簿
(様由行)

〔木造原産出納帳簿取納出項②〕
〇取納区分
1…木造事業分

東京都水道局 帳

種行コード	取納区分	報告年月日	
<input type="text"/>	<input type="text"/>	年 月 日	
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

項 目	シート	枚数(件数)	金 額
納入金額知書	A	1	<input type="text"/>
	B	2	<input type="text"/>
	C	3	<input type="text"/>
	D	4	<input type="text"/>
口座振替済分	5	<input type="text"/>	<input type="text"/>
指定納付受託者分 徴収事務受託者分	6	<input type="text"/>	<input type="text"/>
郵便振替分	7	<input type="text"/>	<input type="text"/>
合 計	8	<input type="text"/>	<input type="text"/>

金額推測書

注 この様式は、横32.7cm、横17.8cmとする。

別記第四号様式の六を次のように改める。

第4号様式(第2条関係)

収 入 報 告 書
(様由行)

〔金融機関等〕

○収納区分
1…本記事項分

東京都水道局 報

銀行コード 収納区分 報告年月日
 年 月 日

項目	シート	枚数(件数)				金額				
		A	B	C	D	円	円	円	円	
前入控通知書	1	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	円
	2	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	円
	3	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	円
	4	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	円
口座振替戻分	5	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	円
指定納付委託者分 徴収事務委託者分	6	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	円
郵便振替分	7	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	円
合 計	8	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	円

金融機関名

※ この様式は、様式704、欄17、Bをとする。

別記第五号様式を次のように改める。

第5号様式(第21条関係)

収 入 計 算 書 (年 月 分)

東京都水道局

収支別 項目	収 入		支 出		残 高
	前月未累計	本 月 分	前月未累計	本 月 分	
取 扱					
銀行振込					
内 水通函振込					
前年度繰越金					
預 金 借 入					
合 計					

年 月 日

金融機関名 _____

(日本産業規格 A 列 4 番)

附則

- 1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この規程による改正後の東京都水道局指定金融機関事務取扱規程第十二条、別記第一号様式、別記第四号様式、別記第四号様式の二、別記第四号様式の三、別記第四号様式の四、別記第四号様式の五、別記第四号様式の六及び別記第五号様式の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後調定して徴収する料金から適用し、施行日の前日までに調定した料金については、なお従前の例による。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 五〇円
 六、六〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

